

旭市総合戦略懇談会設置要綱

(設置)

第1条 旭市における総合戦略の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、旭市総合戦略懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、総合戦略の方向性や施策等について検討し、又は意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市の情勢に精通している者のうちから市長が委嘱する。

3 懇談会に、座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

5 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から総合戦略の策定までとする。

(会議)

第5条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長がその議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の懇談会は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画政策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。